平成２６年（フ）第９号
大分県中津市大字角木103番地19
債務者　錦織　克行
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神本　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第５５４号
大阪市北区国分寺１丁目２番31―1010号、前住所大阪市淀川区西中島２丁目12番21―1003号
債務者　中道　　実
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾熊　弘之
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字大門29番地10
債務者　本間　愛佳
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第７号
秋田県横手市十文字町字下佐吉開２番地
債務者　西野　悦子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第１３号
島根県出雲市東福町243番地47
債務者　高橋アヤ子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１４号
千葉県成田市飯田町128番地１
債務者　坂本美奈子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１６号
千葉県四街道市大日476番地　ヒルズコート　Ｉ―102
債務者　増山廣美こと　崔　　廣美
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１８号
千葉県佐倉市表町１丁目10番地12　第５長澤コーポＡ―３
債務者　織田　文武
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１９号
千葉県佐倉市上志津1816番地２　レクセルプラザ志津313号
債務者　福井ケイコこと　ＭＡＲＧＡＲＩＤＡ　ＫＥＩＫＯ　ＦＵＫＵＩＹ　ＩＡＲＴＥＬＬＩ
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１４３号
千葉県木更津市茅野591番地５
債務者　柴崎　和江
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第３号
千葉県木更津市中里411番地３　105
債務者　南雲　直弥
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第３３号
高知市高須新町３丁目４番29号　藤本商事第２ビル205号
債務者　島内　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３９号
高知市東雲町７番13―５号　コーポ東雲２Ｆ西
債務者　濱田　美世
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１８２号
東京都東村山市久米川町４丁目１番地４アネックス久米川201
債務者　松清マツミ
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３６３号
横浜市鶴見区下末吉３丁目13番48―205号
債務者　重永　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５８号
横浜市中区本牧元町50番21号　コーポななひろ２Ｂ号室
債務者　藤崎　敏夫
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部